

令和 6 年 10 月 17 日

所 属 長 各 位

市 長 上 崎 勝 規

令和 7 年度の予算編成について（通知）

令和 7 年度の予算編成に当たっては、下記の事項に留意のうえ、手続きを進めるよう通知する。

記

内閣府の月例経済報告（9 月）によると、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。

ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 4」において日本経済の成長の期待を現実のものとするべく、物価上昇を上回る賃金の上昇を実現することで、賃上げに支えられえた消費の増加や投資の拡大が企業の稼ぐ力を強化し、新たな成長を生み出す好循環の実現に向けた取組を進めてきた。さらに、官民が連携して、グリーン、デジタル等の成長分野において、戦略的に投資を集中することなどにより、賃上げを起点とした所得と生産性が向上し、「成長型の新たな経済ステージ」への移行が実現するとしている。

そのような中で本年 10 月 1 日に石破内閣が発足したが、この内閣ではそれぞれ施策を実行する前に衆議院を解散し、10 月 15 日公示、同 27 日投開票することを決定した。選挙の結果が予測できない中で、国が令和 7 年度に向けてどのような施策を進めて行くかが不透明な状況ながら、石破総理が掲げた『防災と地方創生』という理念には賛同するものであり、これらの実現が進められることを期待するところである。

一方、本市の財政を概観すると、令和 5 年度決算は、ふるさと納税寄附金が皆減したことや市税収入が減収となったものの、歳入に見合った歳出規模に抑制を図ったことにより、財政調整基金を取り崩すことなく決算が行え、実質単年度収支についても令和 4 年度に引き続き黒字となった。

今後は景気の緩やかな回復が見込まれるものの、市税の大幅な増収が見込めないことに加え、人事院勧告に基づく措置による人件費の増嵩や物価高騰等への対応も引き続き求められていることを踏まえると、今年度以上の歳出削減に取り組んでいかなければならない状況であり、決して楽観視できる状況ではない。

財政健全化の指標については、公債費残高の減などにより将来負担比率は改善し

たものの、今後、大型施設整備に伴う実質公債費比率や将来負担比率の悪化が想定されることに加え、財政の弾力性を示す経常収支比率は、96.1%と昨年度比1.8ポイント悪化し、財政の硬直化が進んでおり、新たな財政需要に対応していくためにはより一層の改善に向け取り組む必要がある。

令和7年度において、歳入面では、市税収入については、賃金の上昇に伴う個人所得の増による市民税の増収が見込まれるものの、地価の下落による固定資産税の減収に加え、円安などによる輸入価格の高騰が続くことによる企業業績への影響も懸念されることから、少しでも多くの自主財源確保に努めなければならない。

歳出面では、人事院勧告に基づく措置による人件費や長引く原材料価格の上昇や円安などを要因とした物価高騰による燃料費、光熱水費などの経常経費の増加に加えて、社会保障関連経費や老朽化する公共施設の維持保全や再編に向けた取組にかかる費用負担の増加が続くことは避けられない状況であり、事務、事業の「選択と集中」による見直しを一層徹底し、効率的かつ効果的な行政運営を着実に進めていくことが求められる。

そのために、長期的な視点に立って定める「財政運営方針」と中期的な視点から歳入確保や歳出抑制の具体化に取り組む「第2次行政改革実施方策」を着実に進めることで、歳入規模に見合った歳出予算を基本とし、持続可能な財政運営基盤の確立に努めていくこととしている。

加えて、将来にわたり公共施設等を適切に維持管理し、本市の財政状況に見合った施設総量に転換を図っていくために「個別施設計画」の着実な実施に努める必要がある。

このような中、令和7年度予算は、新洲本市総合計画（後期基本計画）と第3期洲本市総合戦略に基づき、将来都市像である「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」の実現を見据え、計画に沿った施策の推進を図る考えである。

財政面では厳しい状況が見込まれるが、本市の発展のため市民や事業者との連携を図りながら、速やかな実施に向けた取組を進めることとし

◇「子どもたちへの未来投資」

◇「活力とにぎわいへの未来投資」

◇「安全・安心への未来投資」

を3本柱に据え、市民が安心して「夢」や「希望」を持てるまちをつくり、「ずっと住みたい洲本」の実現に向け、尽力していかなければならない。我々の使命はどこにあるのか。市民の安全安心を支え、この地に暮らす市民が安心して夢や希望を語り、それらが叶えられるまちづくりを実現するのが使命である。

これらの未来の洲本市のための新たな取組については、要求上限額を設けないこととし、創意工夫をこらし、持続可能かつ効果的なものとなるよう各部局からの積極的な提案を期待する。

各所属長におかれては、令和7年度予算編成にあたり、以上の観点を十分に踏まえ、各部局・各課室の経営者であるとの認識を持ち、職員の力を最大限に活かしながら、前例にとらわれない柔軟な発想と民間活力をうまく取り入れながら、積極的な姿勢で予算要求に臨むことを強く求めるものである。

また、令和5年度決算監査及び決算審査特別委員会での意見等についても十分配慮のうえ、改善に向けての取組を加味したものとする。

特に、ふるさと納税関連業務に関連する法令違反や不適切な事務処理を繰り返す

ことのないよう、指摘がなされた問題点の改善や示された提言の実現に向けて引き続き取り組みながら、ふるさと納税制度への復帰に向けての取組の検討についても進めていくこととする。

1 予算要求基準

令和7年度予算編成方針に基づく「経常経費」、「臨時経費」区分によるものとし、予算要求基準は以下のとおりとする。

(1) 予算要求額の指示基準

・経常経費の指示基準

経常経費：原則として令和6年度当初予算経常経費充当一般財源の概ね97%

(第2次行政改革実施方策において各年3%、5年間で15%を削減目標)

・臨時経費の指示基準

臨時経費（新規事業を含む）：所要額要求とするが、予算編成過程において見込める財源の範囲内で精査する。

【留意事項】

- ※ 個々の経費を一律に削減するような要求は厳に慎み、市民ニーズを踏まえ、施策の選択と集中に留意すること。
- ※ 指示額の範囲であっても査定対象であることに留意すること。
- ※ 臨時経費の要求は所要額とするが、新洲本市総合計画や第3期総合戦略の主旨を十分に踏まえたものとし、あわせて既存業の見直しの検討を行った上で財源を確保すること。
- ※ 「サマーレビュー2020」及び「第2次行政改革実施方策のフォローアップ」の結果を令和7年度以降の予算に継続して反映していくこと。
- ※ 不用額を極力生じさせないよう、必要となる予算についての確に見積もり、真に必要な額を精査のうえ、不用額の抑制に努めること。
- ※ 新規事業については、次の点について留意すること。
 - ・未来投資のための3本柱に基づき、「ずっと住みたい洲本」の実現に向けた新たな取組を目指す事業を含む臨時経費については、所要額要求とし、予算編成過程においてその取扱いを検討する。とりわけ、「大阪・関西万博」開催に合わせ、万博来訪者の誘客促進やレガシー創出に向けて取り組むとともに、「AWAJI 島博」開催による民間活力を活かし、これらと積極的に連動しながら継続的な地域の賑わい拠点の創出なども視野に入れて要求すること。加えて、成果指標を設定し、原則3年の終期や成果に基づく見直し時期を必ず設定すること。

(2) シーリング対象外の経費

- ・人件費、公債費、債務負担行為設定事業(指定管理委託等経常経費にかかるものは除く)

※人件費扱い経費について

年間を通じて雇用する会計年度任用職員の報酬・給料・職員手当、共済費ただし、総務課との任用協議が整っていないものは除く。

なお、会計年度任用職員の必要性については要求時に精査するため、新規・継続を問わず、配置の考え方を整理しておくこと。

- ・その他指定する事業

(3) 特別会計・企業会計（一般会計からの繰出金・補助費を含む）

- ・特別会計、企業会計についても上記要求基準を準用すること。

2 各分野における基本的な留意事項

(1) 歳入

① 市税

- ・物価高騰等の影響による経済動向や地方税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積もるとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収率の一層の向上を図り、適正な予算計上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、市債等

- ・地方財政計画及び地方債計画等の動きを十分考慮し、的確に見積もること。
- ・過疎債については、本市への配分枠もあり、財政課で充当方針を定め予算充当を行うことから、各所属においては(各事業債)で要求すること。
- ・今後、(仮称)五色認定こども園整備など大型施設整備を予定しており、他事業への予算充当は限定されることを見込んでいる。

③ 国・県支出金

- ・国、県の補助制度の動向を的確に把握し、近年の補助金等の内示傾向を分析したうえで積極的に財源の確保に努めること。
- ・国の少子化対策・こども政策の抜本強化の内容や物価高対策の動向については、的確に把握し適切な対応を図ること。
- ・国、県補助事業であることを理由に安易に予算化をすることなく、本市にとっての必要性等について十分検討したうえで積極的に活用すること。
また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても検討すること。
- ・これまで以上に国、県補助事業等の動向に留意し、新規事業に対する本市での施策反映を十分検討すること。

④ 使用料・手数料

- ・公平性確保のため特に現年度での収入未済の未然防止に向けた効果的な収納対策を講じることにより、収納率向上に努めること。
- ・受益者負担の原則、公平性の観点から、受益と負担の適正化に取り組み、的確に見積もること。
- ・今年度実施した「使用料・手数料の見直し結果」を適切に反映させること。

⑤ 財産収入

- ・財産の現況を的確に把握し、効率的な活用にも努めるとともに、未利用財産のうち、事業化が見込めないものについては処分や貸付を積極的に進めて、自主財源の確保に努めること。
- ・特に、現在無償もしくは低額で貸付している財産については、その妥当性を検証すること。

⑥ その他

- ・市税はもとより、保育料、市営住宅使用料、下水道使用料、貸付金等については、公債権、私債権（債務名義の取得）とともに法令及び条例等の規定に基づき適切に徴収を実行し、未収入金の縮減に努めること。
- ・可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが重要であり、広告導入や公有財産の売却・貸付に加えて、事例の無い手法についても柔軟な発想をもって自主財源確保に取り組むこと。

- ・企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど公民連携による民間資金の更なる活用に努めること。

(2) 歳出

① 事務事業

(見直しに当たっての基本的考え方)

- ・漫然と事業を継続させることは厳に慎み、事業の新陳代謝を促進するため既存事業の廃止・縮小等を検討し、財源の捻出に努めること。
- ・社会経済情勢の変化、地方財政措置の状況、民間との役割分担、民間活力の活用について常に意識するとともに、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点も踏まえたうえで、事業の必要性、優先度、実施手法等を総合的に検討すること。
- ・国、県補助金を受けて事業執行してきたもので、その補助金が廃止されるものについては、原則、廃止を検討すること。
- ・ふるさと洲本もつともつと応援基金を財源として積極展開してきた事業については、活用できる基金残高を踏まえ、真に必要な事業内容に見直しを図ること。

(新総合基本計画・第3期総合戦略への対応)

- ・策定から3年目にあたる両計画に掲げる本市の将来像の実現に向け、まちづくりを進めていくための新たな施策について、社会の変化に伴う市民ニーズの把握に努め、民間活力も活かしながら施策展開を図ること。

(物価高騰等への対応)

- ・物価高騰については、市民生活や事業者の状況把握に努め、国・県の施策の動向等を踏まえて、真に必要な支援策を検討すること。

(行政のデジタル化への対応)

- ・「洲本市DX推進計画」に基づき、デジタル田園都市国家構想交付金の活用などにより市民サービスの向上と職員の働き方改革の推進に向け、業務の効率化に取り組むこと。
- ・地方公共団体の情報システムの標準化に伴うシステム構築等にあたっては、二重投資とならないよう国・県の動向に留意し、運営開始後の仕様変更や保守管理において、業者の変更選定が可能となるよう標準仕様での構築に留め、原則としてカスタマイズは行わず、真に必要なものについてのみに留めること。

(「大阪・関西万博」に向けた施策展開)

- ・令和7年3月開催の「大阪・関西万博」を契機とした公民連携による賑わい創出に加え、万博来訪者の誘客促進や市事業の開催時期を調整することにより効果的なシティプロモーションの取組を検討すること。
更に、これらの取組が将来的に継続するような本市の賑わいづくりに寄与するよう努めること。

(ふるさと納税問題の政策提言と制度復帰への対応)

- ・第三者調査委員会からのふるさと納税問題に関わる業務に加えた事務改善のための28項目の政策提言について、その実現に向けた取組を引き続き進めるとともに、制度復帰への取組を検討すること。

（成果重視の施策展開）

- ・議会審議や事務事業評価等を通じて、指摘等のあった事項について、改善に取り組み、その内容を予算に反映させ、今後の施策展開に努めること。
- ・地域の活性化に配慮し民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。

（施設維持費、業務委託等）

- ・施設維持費等、必要やむを得ないものについても、保守点検、清掃、警備等の契約仕様（頻度、水準等）の見直しに取り組むなど、経費の抑制を図るとともに、漫然と継続することがないように留意すること。
- ・「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の対策内容に沿った計画的な施設の維持管理、修繕に努めること。
- ・業務委託を実施する場合は、原則として入札により業者を選定し、随意契約による場合は、「洲本市随意契約ガイドライン」や「洲本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき適切な運用を図ること。
- ・指定管理者制度等による民間活力の活用についても検討すること。
- ・経費節減と質の高いサービス提供のため、積極的に民間への業務委託（アウトソーシング）の検討を行うこと（ただし、計画策定等における安易なコンサル委託は厳に慎むこと。）

（職員給与費）

- ・職員給与費については、令和6年10月の現員現給を基礎に、今後予定されている人事院勧告に基づく措置や定期昇給見込額を反映した額を算定すること。

なお、定数配置の見直しに伴う所要額の増減及び給与改定等に伴う所要額の増減については、可能な限りこれを反映したもので要求すること。

（職員給与費については、総務課で十分に精査のうえ要求すること。）

（債務負担行為）

- ・新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討したうえで、必要に応じて債務負担行為を設定すること。

② 投資的事業

- ・本市の社会資本整備の水準等を踏まえた効率的・重点的な整備に努めるとともに、LED化を始めとした脱炭素化への取組を推進すること。
- ・公共施設等の整備・改修については、当該施設の現況を十分に把握するとともに「公共施設等個別施設計画」を踏まえて、将来の更新費用の平準化や機能の集約・統合等を検討した予算とすること。
また、インフラ整備についても将来負担を考慮した計画的な維持管理による予算とすること。

（3）公的施設

- ・公と民との役割分担や利用状況を十分に踏まえたうえで、既存施設の廃止や統廃合、民間移譲等を含む抜本的な見直しに努めること。
- ・借地料を負担している施設については、決算審査の指摘事項にあるとおり、

見直しの検討について目標年次を定めるなど積極的に推進すること。

(4) 特別会計・企業会計

- ・特別会計は、特定の事業に係る歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するために設けられたものであり、会計ごとの歳出は会計ごとの歳入で賄われるべきものである。一般会計からの繰入にあたっては、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。(単なる赤字補填では繰入を行わないものであること。)
- ・独立採算を基本とする企業会計の予算は、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、長期的見通しに立って、経営の健全化、効率化を図ること。

(5) 外郭団体等

- ・社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体等が担う行政サービスの必要性和補助金等の財政支援が目的に応じて必要最小限となっているか、財政的自立のための経営努力を行っているかの観点から検証すること。
- ・委託事業については、団体への支援ではなく事業の主体は市であることを再認識し、各所管において当該団体の業務内容、収支等の財政状況を確認したうえで、所要額を算定すること。

(6) その他

- ・年間見込額を要求すること。(事業費は厳正に見積もり、安易な補正予算等の対応を容認するものではないが、必要に応じて適時適切な予算措置を講じること。)
- ・今後、各部局は国の動向を注視し、国の補正予算が編成された場合には、令和7年度当初予算からの前倒しなども含め、速やかに対応できるよう準備に努めるとともに、財務部との連携を密にすること。

3 予算見積書及び予算科目等

- (1) 予算見積書は電算入力し、その要求書及び附属書類を提出のこと。
課名の分かる表紙をつけ、
- ・ 所属部別要求額整理表（様式1）
 - ・ 歳出財源チェックリスト
 - ・ 歳入要求書
 - ・ 歳出要求書
 - ・ 新規事業説明調書（様式3）
 - ・ 債務負担行為明細書（様式4）
 - ・ 資料
- の順にページ番号を付しクリップで綴じること。
また、歳出要求書には、添付資料の該当ページ番号を記入すること。
- (2) 新規事業は、歳入・歳出予算要求書とともに新規事業説明書（様式3）を提出すること。
- (3) 予算科目は、令和6年度予算の例によること。
- (4) 当初予算要求の財務システム入力にあたり、大事業毎の標題部（歳出予算見積書トップページ）に[全体事業概要]、[事業目的]、[事業内容]、[問題点・課題等]、[事業効果]を入力すること。

4 提出日等

- (1) 提出期限：令和6年11月15日（金）午前中
- (2) 提出場所：本庁舎5F 財政課
- (3) 提出部数：4部（A4版）
- (4) その他：①財務システムへの入力も11月15日（金）午前中までに行うこと。
②それ以降は数値集計のため入力不可であること。
③新規事業についても、財務システムへ入力のうえ、期限までに提出すること。
④提出に当たっては、部・局単位で一括して提出すること。